

平成 24 年 10 月 16 日

第12回玄海町立小中学校基本構想等検討委員会

1. 開 会

2. 協 議

I. 玄海町立小中学校建設工事実施設計業務の進捗状況	P1
II. 教育ビジョンの提案・協議	P20
【新規】	
①制服、校名、校歌、校章	P23
②保護者メールの活用	P25
③学校校内金の徴収・支出	P26
【継続】	
①通学手段	P27
②(仮)ステップ学習	P32
③夜間学習制度	P36
④昼仮眠制度	P39
⑤二学期制	P41
⑥授業時間	P42
⑦ICT 活用	P45
⑧保育園・高校との連携	P47
⑨保護者との連携	P50
⑩地域との連携	P52

3. 次回日程の確認

(1)平成 24 年 11 月 日() 18 時 30 分～

4. 閉 会

2. 協議

II. 教育ビジョンの提案・協議

【新規提案・協議事項】

1. 制服、校名、校歌、校章の提案・協議

(1) 制服

①現在の状況

小学校は自由服装、中学校は制服を着用。

②近隣校の制服導入状況

小中一貫校	小学校	中学校
唐津市立七山小中学校	○	○
佐賀市立小中一貫校北山校		○
佐賀市立小中一貫校芙蓉校		○
熊本市立富合小中学校	○	○
八女市上陽北浜学園	○	○
※大分市賀来小中学校	○	○

③大分市賀来小中学校



前期（1年～4年）

中・後期（5年～中3）

(ア)導入時期

小中一貫校を設立した平成19年度から導入。それまで小学校は自由服。

(イ)使用形態

日常的に着用。体操服は、全学年統一。

(ウ)買い替え

前期と中・後期の制服は異なるため、必ず5年生になる際、買い替えている。このときの買い替えも成長に合わせた買い替えも個人負担。

(エ)制服のメリット

子どもたち自身が制服を着ることにステータスを感じ、気持ちの面で大きく成長したように思える。どこの児童生徒であるかすぐ分かることから、学校の顔としての自覚も出る。

④一般的なデメリット

(ア)学校で着方の指導が必要

(イ)冬場の温度調整が難しい

⑤他校の事例（「小中一貫教育の特色を活かした学校づくり」より抜粋）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
はるひ野	自由服						自由服(式典等は制服)		
芝園	自由服						制服		
府中	小学生用制服						中学生用制服		
照葉	自由服						制服		
豊里	自由服						制服		

(2)校名、校歌、校章

①三小統合時の取組み

(ア)校名

行政放送、広報誌等を通じて、校名を公募。

「有浦小学校」に対する意見が多数を占めたため、「有浦小学校」で議会に提案。しかし、否決されたため、教育委員会で再協議。「有徳小学校」で議決された。

(イ)校歌

当時の三小学校長先生に歌詞作成を依頼。

作曲は、有浦小学校教諭だった山下都代子先生に依頼。編曲を森川律子さんが行う。

(ウ)校章

唐津青翔高校情報・芸術コースの生徒に作成依頼。

23案を提案していただき、準備委員会等で選考を行い、決定。

②他校の事例

(ア)公募

- ・宇治市小中一貫校 宇治黄檗学園…「黄檗」は地名。
- ・浜松市庄内小学校、庄内中学校…「庄内」は地名。
- ・栗原市立金成小中学校…「金成」は地名。
- ・京都市立開晴小学校、開晴中学校…校名のヒントとなる漢字や文字を公募し決定。

③協議の基本（案）

(ア)玄海町内の各小中学校が1つになるので、新たな校名、校歌、校章を基本とする。

(イ)校名、校歌は、各小中学校の児童会と生徒会が主導して、考える。

2. 保護者メールの活用提案・協議

(1) 使用内容

- ① 緊急情報の通知…不審者情報や気象状況に応じた緊急情報などの通知を行う。
- ② 学校情報の通知…学校行事の開催内容や休校、インフルエンザ感染予防など学校運営に関わる内容の通知を行う。
- ③ 携帯用 HP…携帯用ホームページにおいて、学校行事等を掲載し、情報発信。
- ④ その他…学校以外に、児童館からの情報発信にも利用。

(2) 利用者数

10月12日現在 396名（参考：保護者数 460名）

（平成22年5月開始当初 132名、平成23年3月 359名、平成24年3月 395名）

(3) 通知数

平成23年度実績 177通

平成22年度実績 80通

(4) 今後の活用方法

① 緊急情報の通知の一括管理

小中一貫校となり、学校が1校になるので、発信内容や発信するタイミングなどが一元管理できる。保護者によっては、小・中それぞれから通知が来ることもあるが、二重送信が無くなり、通信料等を減らすことができる。

② 学校・教委ホームページとの連動

学校や教育委員会ホームページに掲載された最新情報を携帯ホームページと連動し、メールマガジンとしてお知らせする。

③ 登録者数の増加による子ども見守り組織の形成

保護者のみならず、地域の方にも登録者を増やす。

地域の方には、学校の取組みを知ってもらい、登下校時にはメール配信等で知らせ、地域の方が子どもたちを見守る環境を形成する。

3. 学校校内金の徴収・支出の提案・協議

(1)現状の取り扱い

- ①校内金とは、教材費、社会科見学費、修学旅行費、スポーツ振興センター掛金、課外活動経費など保護者が負担していただく経費。
- ②校内金の徴収は、保護者から子どもを介して現金で徴収。
- ③小学校は学級毎、中学校は学年毎に口座を持ち、年度末精算する。精算時には、報告書類等を添付する。

(2)現金徴収の課題

- ①徴収した校内金を毎月口座へ振込むことが必要(現金を持たない)。
- ②通帳等関係書類の管理など不要な事務が発生している。(学級毎になると10数枚にも)
- ③公金等の不正処理事案等になりかねない。

(3)他校の事例

①佐賀市教育委員会

学校徴収金会計システムの導入

導入目的：学校徴収金の扱いが学校毎に異なるので、管理や事務の取り扱いについてルール化。

徴収金の取り扱いを事務職員に吸い上げて、教職員の業務負担軽減を図る。

徴収金の流れ：徴収金の管理や出納は、全て事務職員が行う。

- ①毎月の徴収金額を保護者に通知。
- ②各学校で徴収（徴収方法は口座振替や現金徴収など学校で異なる。）
- ③徴収したデータを基に事務職員が台帳管理する。
- ④徴収した徴収金から支払いに充てる。

導入メリット：教員は、教材購入等計画立案や会計報告を行う。その他の業務を事務職員が行う。

②福岡市教育委員会

学校徴収金管理システムの導入

導入目的：未納対策、学校事務の削減などもろもろ

徴収金の流れ：①保護者に徴収金額を通知。

- ②指定した口座から徴収金額を引き落とし。
- ③引き落としされた徴収金は、銀行で一括管理。
- ④徴収状況は、システムで管理。
- ⑤徴収金は学校長口座に振り分けられる。
- ⑥学校では、事務職員が必要な支払いに充てる。

(4)基本的な方向性（案）

- ①校内金の徴収や管理は事務職員が行う。
- ②教員は、教材購入計画や校外研修計画など計画立案と会計報告のみ行う。

【継続協議事項】

1. 通学手段

(1) 施設整備指針（抜粋）

①通学区域

児童・生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。

②通学経路

交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。更に、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

地域の実情に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

(2) 前提条件

①体力向上取組みと連動し、1 km 圏内は徒歩または自転車による通学とする。

②通学は、安全な歩道を使用し、通学できる経路を選択する。

③通学バスを運行する場合は、学年によって利用範囲を定める。

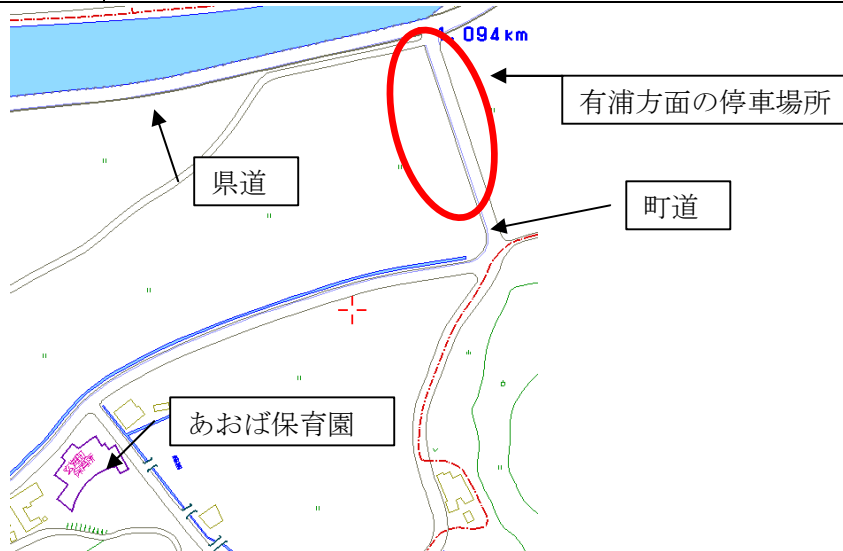
(3) 提案

①通学バス対象範囲

		提案 A	提案 B	提案 C	提案 D
対象		希望者全員（ただし、1 km 圏内は除く。）	小学生通学距離 2.5km、中学生通学距離 4.0km 以上	小学生通学距離 2.5km、中学生通学距離 6.0km 以上	小学生通学距離 2.5km 以上のみ
想定対象者数		505名 (小 326、中 179)	364名 (小 253、中 111)	310名 (小 253、中 57)	253名 (小 253)
バス台数	大型	6台	5台	3台	2台
	中型	4台	4台	4台	4台
	小型	3台	1台	2台	2台
	タキ	1台	0台	1台	1台
	計	14台	10台	10台	9台
対象外地域	小学生	新田	有浦下の一部・有浦上の一部・長倉の一部・諸浦・新田・牟形・仮屋		
	中学生	新田	有浦下の一部・有浦上の一部・長倉・諸浦・新田・牟形・座川内の一部・石田・花の木・仮屋	有浦下・有浦上・長倉・諸浦・新田・牟形・座川内・石田・花の木・仮屋・轟木・湯野尾・田代・藤平・平尾・浜野浦・大藪・栄	全地域
		48名	190名	244名	300名
備考		①自転車通学は、距離・学年に関係なく利用可能とする。 ②自転車購入において、電動アシスト自転車を利用したい場合は、町から借用することができる。学校卒業後は、返還する。			

②学校から1kmの下車想定場所

方面	想定下車場所	停車台数見込み (A案の場合)				合計
		大型	中型	小型	タクシー	
値賀	パレア	2台	3台	2台	1台	8台
有浦	県道加倉・仮屋港線と町道大新田線の分岐点	3台	1台	1台		5台
牟形	地域包括支援センター前	1台				1台
合計		6台	4台	3台	1台	14台
課題	(ア) 下校時の安全確保のため、6年生までは集団下校が必要。 (イ) 値賀方面のパレアは、下校時間に一般車両が停車している。安全確保が必要。 (ウ) 有浦方面の県道と町道分岐あたりの町道は、車幅が狭いため、車両停車場所が必要。 (エ) 東門が登下校の門となる。(正門は、西門を想定)					



(4) 議事内容

- (意見) 希望者全員というのは難しいのではないかな。
- (意見) 対象外となっている子どもで1, 2年生への配慮をお願いしたい。
- (意見) 2キロぐらい歩いていいのではないかな。
- (意見) 値賀は自転車を利用する子どもが少ない。持っている子どもは多いが使っていない。1キロから歩いてくるとなると、雨の日どうするのか保護者が意義を理解してもらう必要がある。送り迎えするのではないかな。
- (意見) 毎日になると思うが、土日バスを運行するということはありえないのかな。
- (意見) 統合の説明会の折、値賀地区は送迎するというのを説明されてきた。それが覆るので、納得しない人もいるのではないかな。
- (意見) 電動アシスト自転車という案もいい。
- (意見) 下校時間がバラバラというのも、難しいと思う。統合するときの前提条件があれば、それが無くなったりすると理解されなくなる。

(意見) 小学校低学年の自転車通学は、危ないのではないかという心配もある。

(意見) 天候がよいときは、自転車通学し、天気が悪いときは、バス通学する方法がよりいいと思う。

(意見) 中学生を6*とてしまうと、値賀地区の一部が対象外となるため、説明会での話しと違うことになってくるのでは。

(意見) 説明会での話しを前提条件とすると、提案Cは難しいと感じる。現状がDも難しい。そうするとAかBかという話になってくる。Aとすると、大変になると思う。

(意見) 最初にアンケートとって、自転車通学したいかどうか取ってもいいんじゃないか。

(5) 他校の事例 (坂東市逆井山小学校)

昭和 47 年に逆井地区と山地区の小学校が統合してできた小学校。それ以来、約 40 年間、4 年生から 6 年生は自転車通学をしている。

①遠方に住んでいる小学 1 年～3 年はバス通学、4 年～6 年は自転車通学 (遠いところは片道 5 km)

②自転車は歩道を走行。

③道路交通法を基本とし、児童の自宅から学校までの通学路に歩道が完備されていない場所があるため、学校独自のルールも設置。

(ア)横断歩道は自転車を降りて押し歩き

(イ)歩道が無い狭い路側帯は、自転車を降りて押し歩き

(ウ)ランドセルは荷台にくくりつける

(エ)3 年生の 3 学期に自転車免許取得講習 (学校独自) を受け、合格証を取得

(オ)自転車通学児童、歩行者通学児童ともヘルメットを着用

(カ)4 年生になるまでは、子どもだけで自転車に乗って行動に出てはいけない (保護者同伴は可)

④生活指導の先生が、時々下校時に通学路を自転車で見回る。一般的な交通ルールに加え、地域の交通事情に合わせて、見守りと対策を行っている。

⑤校内に自転車の練習コースを設置。各学期 1 回以上交通安全教室を開催。

⑤自転車通学練習 (NHK エンタープライズの記事から)

・先頭に 6 年生の班長、間に下級生、一番後ろに副班長という並びで 1 列になって通学。

・6 年生は脚力も体力もあり、スイスイ走るが、自転車通学を始めたばかりの新 4 年生は付いていくのが精いっぱい。

・足がギリギリ地面に届く大きな自転車に乗って行くので、時には転んでけがをすることも。そんな時、班の仲間が近くのお宅で電話を借りて自宅や学校へ連絡してくれる。

・チェーンのトラブルやパンクの時は近くにいる大人が助けてくれることもあります。

・転んだり自転車のトラブルがあると、事故につながったり、班のみんなに迷惑をかけるので、子どもたちは、日々自転車の点検をするように学校や親から指導を受けて

いる。

- ・6年生に遅れず付いて行けるように、春休み中に何度も自転車通学の練習をする。
- ・そうして、連絡、相談すること、協力し助け合う気持ちが育まれていく。
- ・自転車通学は危険な部分もあるが、そこから学ぶこともたくさんある。

(6) 第10回議事内容

(補足説明) 岩下主査説明。(4ページ)(5)他校の事例等)

(質問) 土日運行は運行されるのか。下校時間にばらつきがあるが、その時の対応はどうするのか。低学年ではどのように対応するのか。

(回答) 土日運行については、部活動等の送迎はあり得るかと考えている。また下校については、下校時間が異なる。ただ何往復もすると、最終の時間が大変遅くなるので、小学生、中学生という区分けが一番わかりやすいと思っている。低学年の対応(2km以内)は、現状から考えると、難しい。

(質問) 1kmだったら、昇降する場所は決まっているのか。

(回答) 案として出させていただいている。有浦方面は、今出している分は安全な場所ではないので、そういったところの協議も必要。

(回答) 通学手段に関しては、再度次回まで。

(7) 第11回協議内容

項目	内容	備考
①通学バス利用者範囲	小学生は通学距離2.5km以上 中学生は通学距離4.0km以上	利用は個人の自由
②地区の乗降場所	各地区の公民館等主要場所とする。	車両の都合により、 停車場所を検討
③学校の乗降場所	学校敷地内または駐車場で乗降する。	
④乗車時間	乗車時間は、30分程度とする。 学校到着を登校時間の10分前に到着する。	
⑤下校時間	授業時間による。基本は、1～6年、7～9年の2便とする。	
⑥その他の通学方法	自転車での通学を認める。対象は5年生～9年生とする。	電動アシスト自転車の購入補助または貸与制度を設ける

(意見) 中学生は部活があるので、下校時間にばらつきがあるのでは。

(回答) 小中終了時間を、概ね同じ時間にする。小学生1便、中学生は部活動が終わって2便。部活動しない中学生は1便で帰る。

(意見) 小学生が2.5kmを歩きか。集団で登下校すればいいが、ばらばらで下校する場合、安全確保はできるのか不安。配慮をお願いしたい。

(8)第12回協議内容

これまでの意見等を踏まえ、下記のとおり基本案を整え、詳細は別途検討する。

項目	内容
基本的考え方	①小中学校は、徒歩または自転車での通学を基本とする。 ②通学に支障を与える場合（統合による遠距離通学の場合等）、通学バス等の処置を行う。
通学バス	運行する。
利用者範囲	(ア)小学生は通学距離 2.5km 以上 (イ)中学生は通学距離 4.0km 以上 とするが、児童の住まい状況をかんがみ、利用者範囲を決定する。
乗降場所	各地区の公民館等主要な場所（基本 1 箇所）
学校乗降場所	社会教育施設の駐車場を利用する。
下校時間	授業時間による。基本は 1～6 年、7～9 年の 2 便とする。
自転車通学	推奨する。
自転車通学の利用範囲	対象を 5～9 年生とする。
自転車通学者への措置	自転車通学者が雨天時に通学困難な場合を想定し、路線バスの利用を可能とする。
その他	自転車通学者で、電動アシスト自転車を利用する者には、電動アシスト自転車の購入補助または貸与制度などを設ける。

(仮) 決定

2. 取り出し授業→(仮) ASU 検タイム→(仮) ステップ学習

(1) 取り出し授業方法

①クラスを習熟度別に分けた授業の実施→現在も実施。

習熟が早いグループに対する指導では、より難易度を上げた問題に挑戦し、知識を高めることも可能。

習熟が遅いグループに対する指導では、学習に対する意欲・関心を高め、基礎学習力を定着させる。

②学年を超えた習熟度別授業の実施→未実施

児童生徒の教科のレベルに応じて、学年を超えた習熟度別授業を行う。

ASU 検と連動し、ASU 検で学習レベルを判断。級に合わせ、学年の枠を超えた習熟度別指導を行う。補習時間等を確保する必要がある。

事例1：墨田区立第三^{あずま}吾^{えんあず}孀小「算吾タイム」

①学年の枠を超え、習熟度別学習を実施。

②朝の学習時間に自分の級の学習を進める。

③月2回金曜補習日に検定を実施。

④月2回の土曜1校時に習熟度別授業

事例2：さいたま市立高砂小

①学ぶペースに個人差があるため、「学びの個人差」がある。

②小学校段階で身につける基礎基本と得意分野を大きく伸ばす。

③国語・算数・理科・音楽・体育で実施。3年生以上が対象。

④学習内容や学びあう仲間が同じ学年であることにこだわらない。

⑤学年を超えた学習では、診断テスト、ガイダンス、学習相談等でコースを選択する。

(2) 議事内容

(意見) ①に関しては、議論しなくても現状実施しているので、今後も継続する可能性があると思う。②について実施するのかどうかを検討する必要がある。

(意見) 運用上、②のことができるかどうか課題もあると思うが、カリキュラムの編成や土曜日の活用など、今後考えなければならないことが出てくる。定められた時数の教科指導が必要であり、その他に②のような時間を確保する必要がある。

(意見) 時間の確保(朝自習の時間、放課後の時間、通常的时间なのか)が必要。

(意見) 小中連携教育の連携をさせるときに、夏休みなど中1の補習を行っているときに小学校の先生に来てもらい、指導してもらおうという事例もある。中学校の学習についていける、ついていけないではなくて、小学校の段階に戻り、みんなで取り組むことは可能と思う。

(意見) 新しい学校を作るときに、柱として1つは体力向上、1つは考える力を引き伸ばすためにチャレンジ、思考してみる価値はあると思う。やってみようという価値はある。実際に動かすためには、4-3-2の区分でやってみようとか、時間帯(長期休業期間)などいろんな考え方をに入れていく必要がある。

(意見) たとえば、英検や漢検を受けさせると、1年生が2年生と同じ検定に通るということもあるので、そういう時間や機会を持つことが必要と思う。

(3) 他校の事例_追加

墨田区立第三^{あずま}吾^{えんあず}嬢小「算吾タイム」

- ・4年生以上を対象。
- ・月1回金曜日の6時間目にステップテストを実施。級は、子どもたちが選定。ただし、飛び級は無い。
- ・その結果に応じて、土曜日授業の1時間目に習熟度別指導を実施。
- ・現在は、学年毎に級別にクラスわけを行っている。今後は、学年の枠を超えて級別クラスを編成したい。
- ・指導は、1クラスに1人ずつ教師を配置している。
- ・学習内容は、ステップ学習用のドリルを用いて、自学習形式で行う。
- ・発展の学習というよりも習熟度を上げるための学習。再復習の要素が大きい。
- ・保護者への説明に戸惑ったが、今のところ好評。

(4) 提案

	提案1	提案2
実施有無	従来の習熟度別学習に加え、学年を超えた(仮)ASU検タイムを導入	従来の習熟度別学習を行う
実施内容(案)	①習熟度別学習は、学年・学級ごとに実施する。 ②(仮)ASU 検タイムは、中学年以上で検定を行う。合格級に応じて、クラス編成を行い、学習する。	①習熟度別学習は、学年・学級ごとに実施する。
要検討課題	①(仮)ASU 検タイムは、補習的学習が強い。放課後利用、または長期休業期間の変更を行い時間確保が必要。 ②習熟度別学習や(仮)ASU 検タイムで行う教科等は、今後検討する。 ③実施する教科によっては、町費雇用教員の教科等にも関わる。	①習熟度別学習で行う教科等は、今後検討する。 ②実施する教科によっては、町費雇用教員の教科等にも関わる。

(5) 第10回議事内容

(説明) 岩下主査。(8ページ)

(意見) 今現状おこなっていることは、継続。学年を超えた習熟度別のクラスが必要か、不必要か。前回の話の中にもあったが、4、3、2という段階に応じて、そういった枠組みの中で、何かできることがあるのかというような話があった。これも含めて、協

議を。

(質問) 学年の枠を超えとなると、普段の授業の時期間割りの中には、設定しにくいのではないかなと思う。朝自習、放課後特科、土曜日特科、どの辺を考えているのか。

(回答) この後の提案協議の中の独自学習の事にも関連してくるかと思うが、今は、決められた時間数の中で、国語、数学、理科、社会、体育、美術などを指導している。その枠を超えて、教育課程を町独自で決めるという制度もある。そういった制度をとって、必ずこの曜日のこの時間に、枠を超えた学年別学習を取り入れる。または、法で決められた枠の中で、学習指導していくと言う事になれば、今指摘があったように朝学習をやって、決められた曜日の決められた時間に、対象学年すべて、同じ学年を超えた指導を行うパターンが考えられる。また、朝テストをやって、放課後の15分20分の時間を、学年の枠を超えて指導にあてることが考えられる。しかし、そこまで煮詰めた検討はしていない。

(意見) 今の現行で、月曜日から金曜日、限られた時間の中で、小・中までとなると、1単位時間を生み出すとなると難しい。先を見越していくと、土曜開校の話もしているので、今後の状況は見えていかないといけない。現状は、指導要領に沿っている。その枠組みをはずすと、研究開発学校という制度をとるのか、特区を申請して特別の場所としてするのか、そういうことも考えていかなければならない。教科の内容を考えると、色んな大きな問題が出てくる。学年の枠をとって、総合的な学習を課題別に集まって行うという方法もある。伊万里市は、独自に漢字検定を実施していて、下の学年でも力のある子は、上の級をねらって挑戦している。

(意見) 去年まで有浦中学校は、木曜日の6時間目に5教科テストをして、わからない子を選抜して、月曜日の放課後に子ども達の補習をしていた。今年は、授業時間数が増加したため、1週間したものについて、放課後に1教科だけのテストをしている。10分か15分で取り組めるような問題。週ごとに教科を変えていく。結局は、時間をどう確保するか。1年～9年まで体系的に「総合的な時間」を作る必要がある。

(意見) 目標値のレベルがあったときに、そこに到達するには何するか、子ども達自身もわかってないと、ちょっと厳しいかもしれない。

(意見) 是非していただきたい。子ども達の実態を見てみると、夢あこがれをもっともっと強くもってもらいたい。そのためにどうするか、玄海町以外の人とのふれあいとか、学校外の人とのふれあい、横の連携、縦の連携、そんな中で、思いやりの気持ちとか、夢あこがれを持つと言う事に、非常に効果がある。こういう質のものを学習に広げたら、非常に効果があると期待する。ユネスコスクールで、一つの看板になるので、やる意義があるということで、賛成。

(意見) 習熟度別は別として、小中連携の部分で、中学生が教えに来る。小学生も喜ぶ。中学生も、しっかり教えたいので、勉強をする。そういった能力がもしかしたら、ASU検の考える、伝えるというものに繋がるかもしれない。

(意見) 4・3・2の集団が核になってくると思う。この活動の中での学習というのがいいのではないかな。

(6)第12回協議内容

これまでの協議内容等をまとめ、以下の内容を基本案とし、詳細は別途検討を進める。

項目	内容
基本的な目的	①児童のレベルに応じてクラスわけを行い、個々の理解度にあわせた学習を行う。 ②理解が進んでいる子どもはさらに難易度を高め、理解が進んでいない子どもは習熟度を高める。 ③学年にとらわれない集まりとすることで、向上心を持たせ、全体的な底上げを図る。
対象範囲	低学年（1～4年生）とする。
対象教科	まずは、算数に絞る。
実施方法	①2週間に1回、クラスわけテストを行い、クラス編成の基準とする。 ②毎週1時間、編成されたクラスごとに別れ、学習会を行う。

3. 夜間学習制度の提案・協議

(1) 夜間学習とは

主に中学生を対象として、平日の夜間や土日に委託された塾やボランティアなどによる補習授業等を行う。

(2) 現状

- ①平成21年度（10月～3月）、平成22年度（4月～3月）、平成23年度（4月～3月）の3期に渡り、グレードアップ学習館を実施。指導は町が雇用した臨時講師。
- ②平成21・22年度は、自学自習に対する指導を基本とし、わからない点を生徒が質問し、講師が指導する方法をとる。ただし、学習意欲が高まらず、自学する姿勢が育たず。
- ③平成23年度は、補充学習指導を基本とし、定期的なテストも実施することで、意欲や学力向上を狙う。家庭学習の定着につながった。

(3) 他校の事例

学校	葛飾区葛美中学校	大阪府 小中学校
実施名	がんばらナイト	おおさか まなび舎
実施日	毎週火曜・木曜日	学校毎に異なる
時間	19:00～20:35 45分×2	放課後や土曜日に実施 1日2時間程度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学年に関係なく、学習内容ごとの教室で学習 ・自主学習を基本とし、質問形式 ・数学、英語等の補充学習、漢検・数検・英検に向けた自主学習等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内に放課後学習教室を設置 ・土曜日学習教室を開講する学校もある ・基本は自主的な学習を支援
指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料、教材費はなし ・学校地域応援団がボランティア活動として指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部事業の一環として、学習支援ボランティアが指導を行う

(4) 第10回議事内容

(質問) 学校の校舎を使ってしているのか。

(回答) 基本的には、学校の校舎を使ってしている。

(意見) グレードアップで、町民会館・値賀分館を使用したがる、マナーが悪すぎる。夜になったら先生がいないので、臨時の先生方では指導が行き届かない。その辺を含めて、学校内で行ったほうが、気合いが入るのかなと思う。町の施設だと、授業なのかどうかという感じだった。先生たちが目の届くところの方がいい。

(意見) グレードアップにお世話になったがる、1年生から3年生一緒に勉強をするので、まじめに勉強したい子がいるのに、遊びに来ている子もいる。学年で分けてほしい。

(質問) グレードアップの目的は、学校の補習か。それとも、グレードアップというく

らだから、高みを望みたい子は、もっと高等な勉強を教えてもらえる、どの程度なのか。

(回答) もともとこれを取組始めたのは、中学3年生で、志望している学校より更に上の学校を目指して、自発的な学習と、更にステップアップという意味を含めて、グレードアップと名付けて取り組むことを望んだ。22年度、23年度については、補充学習的な指導というのが強くなった。今の現状からすれば、補充的な学習、クラス分けも考えて、3年生については、希望する進路への進学、そういうところを目標にした学習形態にしたい。

(5) 第11回協議内容

実施内容	グレードアップ学習館
実施場所	学校校舎内
参加対象	希望する5年～9年生
実施期間	4月～3月まで
実施曜日	月～金曜日
実施時間、 時間数	学校終了後、2コマ(1コマ45分×2) 夏季休業期間は、昼間に実施する。
実施内容	①5年～8年は、基礎・基本復習クラスとステップアップ学習クラスに分けて実施。 ②クラスわけは、年度当初の学習館テストにより行う。 ③9年は、受験対策として実施。 ④学習内容は学習館が指定する教材を活用する。 ⑤指導者は、教職員退職者や地域人材を活用。
受講料	教材費等として、受講料を設定する。

(意見) 部活の生徒は対象にならないのか。

(回答) 部活終了後実施したい。部活終了後実施する場合、学校外と言う事なので、下校については、各家庭でお願いしたい。

(意見) 小学生だと、授業型式だと思うが、中学生だとどういった型式で行うのか。部活時間に小学生、その後に中学生がするのか。

(回答) 中学生については、部活が終わってから学習を行う。基礎基本の定着。授業型式で指導。

(意見) 中学生に関しては、教科を選択することができるのか。

(回答) それぞれ個人が教科選択する想定。

(意見) 実施曜日は、月曜から金曜毎日ですか。

(回答) 毎日実施予定。

(意見) 部活終わってから学習し、帰ってから食事しているので、遅くなる。毎日だと。

(意見) 曜日によって、教科を変えて、受けたい教科だけを受けさせるようにすると、毎日遅くなることもないのでは。塾のイメージなのか。

- (回答) 塾という感じではなく、学校での授業を補充、レベルを上げていく指導。授業の進捗度に応じて補習、復習を行いたい。
- (意見) 学習館とは異なるが、開校と同時に、放課後児童クラブの開講もお願いしたい。(低学年)
- (意見) 根本的な課題として、個々の能力を引き上げようとする、個別指導になる。学校の授業を聞かないとなると、本末転倒。公教育との棲み分けが必要。学習館の授業がいいとなれば、学校の授業が、おろそかになることも考えられる。何の為の学習館なのかわからなくなる。
- (意見) 各家庭の希望に応じてサポートしてもらえることは良いこと。
- (意見) 本来は、学校で復習等を行うのが前提。学校が基礎・基本のわからないところを指導して、学校全体の底上げするのが基本。わからないところは学習館で行うということになれば、保護者からみれば、学校が何もしてくれないと受け取られることもあるので、バランスを考える。
- (意見) 指導方法について、個別で行うのか、ある程度の人数で行うのか検討を。

(6) 第12回協議内容

	提案1	提案2
実施有無	実施する	実施しない
対象者	9年生のうち希望者	/
場所	学校校舎内	
実施期間	9月～2月までの6月間	
実施曜日	月～金曜日	
実施時間帯	17時00分～19時00分 (2コマ)	
実施内容	受験対策	
受講料	受講料を設定する。	

4. 昼仮眠制度の提案・協議

(1) 昼仮眠とは

給食後の昼休み等に短時間の昼寝時間を設ける。

(2) 午睡の研究と実践校

①久留米大学医学部 内村教授と福岡県立明善高等学校

対象	福岡県立明善高等学校の生徒
実施者数	542名／946名 週3回以上実施 204名、週1～2回実施 159名、月1～2回実施 163名
研究背景	高校生の上常生活は、夜遅くまで時間に追われる生活を強いられている。睡眠不足や睡眠リズムの乱れが生じ、日中の眠気、体調不良や情緒不安定を招いている。
研究期間	平成18年～平成21年
導入時間	午後1時15分～午後1時30分までの15分間
高校側の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡の環境を整えるため、午睡室を準備。 ・開始時には、放送部より午睡開始をアナウンス、モーツァルトの軽音楽を流し、終了時には、放送部より午睡終了のアナウンスを行う。 ・高校1年生には、内村先生より午睡の必要性や方法等を講話。
研究成果	内村教授
	週3回以上実施グループの特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き、睡眠時間が短い傾向にある。 ・個々の就寝時刻が一定であり、休日の起床時刻も平日と同様に一定。 ・午前、午後の眠気を感じるこが有意に少ない。 ・保健室利用および一人当たりの平均利用回数が減少している。 <p>以上より、午睡した者は、午後の眠気が軽減し、学習効果や体調の維持につながる。また、一日の規則正しい生活リズムを確立することが可能。</p>
	高校としての成果 <p>H15・16・17とH18・19・20の大学入試結果、保健室利用状況、部活動の成績に向上が見られた。</p>

②静岡県立掛川西高等学校

対象	静岡県立掛川西高等学校の生徒
実施者	希望者（約9割近くが参加）
目的	学習面では「午後の授業での眠気の解消と集中力の維持・向上」「先生方の授業効率の向上」、生活面では「睡眠不足の解消」「生活リズムを作る」など
期間	平成23年～
導入時間	午後12時55分～午後1時10分までの15分間、うち12分間睡眠、3分間ストレッチ
内容	・午睡中は、クラシック音楽を流す。

(3) 第10回議事内容

(意見) 子どもたちは、少しの時間でも遊びたいと思っている。15分といっても、じっとしておくことは難しいのでは。

(4) 協議内容

提案	提案1	提案2	提案3
	完全導入する	一部導入する	導入しない
対象	全児童生徒	希望する児童生徒	—
実施時間	昼休みと5時間目の間に15分間		—
実施場所	各教室	フレッシュルーム(空き教室)	—
実施内容	・フレッシュタイムは、昼仮眠を取る時間とする。午後の授業に向けて気持ちの切り替えをする時間。 ・15分間のうち、12分間昼仮眠を取り、3分間ストレッチ等を行う。		—

(意見) 小学生の実態から考えれば、必要ないのでは。

(意見) 昼寝たら夜遅く寝て、逆にバランスが悪くなるのではないか。

(意見) 昼寝をせずに、正しい生活習慣をつくる必要がある。

(意見) 選択肢として残しておきたい。特に中学生にはリフレッシュしてほしい。

(意見) 高校生は、昼寝をすると午後の授業に効果が出る(夜遅いので)ことは考えられる。

(仮) 決定

5. 二学期制

(1) 学期制をとる学校 (H18. 文部科学省調査)

	小学校	中学校
3 学期制	81.9%	80.1%
2 学期制	18.1%	19.9%

(2) 佐賀県内の二学期制

① 導入学校数

	三学期制	二学期制	合計
小学校	162 校	19 校	181 校
中学校	90 校	13 校	103 校
合計	252 校	32 校	284 校

※武雄市及び嬉野市の全小中学校は二学期制を導入。

② 終業式と始業式 (平成 23 年度の場合)

	小学校	中学校
一学期終業式	10 月 7 日 (金)	10 月 7 日 (金)
二学期始業式	10 月 11 日 (火)	10 月 11 日 (火)

※夏季休業期間は、7 月 21 日～8 月 31 日

(3) 武雄市教育委員会の事例

質 問	回 答
①導入の目的は？	H16 年度に旧武雄市で導入。授業時数確保、学期末に子どもと向き合う時間の確保、教育課程の見直しが目的
②3 学期制との違いは？	7 月、12 月の教育活動が異なる。3 学期制の場合、学習まとめの時期で通知表作成や学校全体の行事等が入る。まとめがなくなることで、教育活動が続けられる。
③長期休業期間が間に入るので、リズムが変わるのではないか？	学校や家庭に確認しているが、9 月のスタート時に課題は見られない。中学校は 8 月下旬以降、学校に来て学習を始めるケースが多い。小学校はサマースクールをはじめ、前期の授業が遅れているところの再指導が可能となり、後期の準備ができている。
④テストの回数は減るのか？ 先生たちの評価等に係る負担も減っているか？	テストの回数は減っている。先生たちへの負担も減少している。夏休みに評価をまとめることもできる。また、評価のために短縮授業をしていたが、必要なくなった。
⑤長期休業前に評価を示しているのか？	小中学校とも前期の授業評価について、テストの素点等を示している。

6. 授業時間

(1) 法律

学校教育法施行規則第51条別表第1、同規則第73条別表第2に定める標準の授業時数における小学校の1単位時間は45分、中学校の1単位時間は50分とする。

(2) 新教育課程実施時の取り扱い(平成20年9月佐賀県教育委員会小学校教育課程Q&A)

Q：授業の1単位時間の運用について、どのような配慮が必要ですか？

A：授業の1単位時間、すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要があります。

各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定める。

(3) 現状

	有徳小(45分)	有浦中(50分)	値賀小(45分)	値賀中(50分)
登校	8:10	8:10	8:10	8:05
健康観察・朝学習	8:15	8:10	8:20	8:05
1校時	8:35	8:35	8:30	8:40
	9:20	9:25	9:15	9:30
2校時	9:30	9:35	9:25	9:40
	10:15	10:25	10:10	10:30
中休み	20分	—	20分	—
3校時	10:35	10:35	10:30	10:40
	11:20	11:25	11:15	11:30
4校時	11:30	11:35	11:25	11:45
	12:15	12:25	12:10	12:35
給食	12:15	12:25	12:10	12:35
昼休み	13:00	13:00	12:55	13:05
清掃	13:45	—	13:40	—
	14:00		13:55	
5校時	14:05	13:45	14:00	13:50
	14:50	14:35	14:45	14:40
6校時	14:55	14:45	14:55	14:50
	15:40	15:35	15:40	15:40
清掃	—	15:35	—	15:45
		15:50		16:00
終学活	15:40	15:55	15:40	16:00
下校	16:10	16:10	16:00	16:20

(4)他校の事例（「小中一貫教育の特色を生かした学校づくり」より抜粋）

学校	はるひ野	芝園	照葉	豊里
45分授業	1～4年生	1～6年生	1～6年生	1～6年生
50分授業	5～9年生	7～9年生	7～9年生	7～9年生

(5)提案内容

	1～6年生	7～9年生（50分授業）
登校	8：10	8：10
朝学習・朝学活	8：15～8：35	8：15～8：35
1校時	8：35～9：25	8：35～9：25
2校時	9：35～10：25	9：35～10：25
3校時	10：35～11：25	10：35～11：25
4校時	11：35～12：25	11：35～12：25
給食	12：25～13：10	12：25～13：00
昼休み	13：10～13：55	13：00～13：55
掃除	13：55～14：10	13：55～14：10
5校時	14：10～15：00	14：10～15：00
6校時	15：00～15：50	15：00～15：50
終学活	15：50～16：00	15：50～16：00
一般下校	16：10	16：10
最終下校	16：20	16：20

※1：1～6年生は、授業中に5分間の休憩を取る。取るタイミングは、各教員に一任。

※2：13：40～13：55はフレッシュタイムとする。

（質問）小中学校、給食・昼休み時間が10分ずれるのはなぜか。

（回答）給食時間が小学校45分、中学校35分確保されている。その時間を充てているため時間に差がある。

（意見）小学4年生までは45分間、時間が必要（給食）。

（意見）小学校は、中休みがなくなる。

（質問）ランチルームの使い方はどのように想定しているか。

（回答）全校が使う設定ではなく、1日200名使用する想定。2学年程度が使える。

(6)第12回協議内容

	提案1	提案2	
区分	全学年(50分)	1～4年(45分)	5～9年(50分)
登校	8：10	8：10	8：10
朝学習など	8：15～8：35	8：15～8：35	8：15～8：35
1校時	8：35～9：25	<u>8：35～9：20</u>	<u>8：35～9：25</u>
2校時	9：35～10：25	9：30～10：15	9：35～10：25
3校時	10：35～11：25	<u>10：35～11：20</u>	<u>10：35～11：25</u>

4校時	11:35~12:25	11:30~12:15	11:35~12:25
給食	低学年 12:25~13:10 中高学年 12:25~13:00	12:15~12:55	12:25~13:00
昼休み	低学年 13:10~13:55 中高学年 13:00~13:55	12:55~13:40	13:00~13:40
掃除	13:55~14:10	<u>13:40</u> ~13:55	<u>13:40</u> ~13:55
5校時	14:10~15:00	<u>14:00</u> ~14:45	<u>14:00</u> ~14:50
6校時	15:00~15:50	14:55~15:40	15:00~15:50
終学活	15:50~16:00	15:40~15:50	15:50~16:00
一般下校	16:10	16:10	16:10
最終下校	16:20	16:20	16:20

※1：いずれの案もノーチャイムとする。

※2：提案2の5～6年生は専科担任制をとる。

7. ICT 活用

(1) 教育の情報化の手引き (文部科学省 平成 22 年 10 月 29 日)

「教育の情報化」とは、特に指導場面に着目したときの従来からの整理とともに、昨今の教員の事務負担の軽減等の観点も含め、

- ①情報教育～子どもたちの情報活用能力の育成～
 - ②教科指導におけるICT活用～教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用～
 - ③校務の情報化～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～
- の3つから構成され、これらを通して教育の質の向上を目指すものである。

(2) 中央教育審議会初等中等教育分科会、学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」(平成 24 年 7 月 18 日) より抜粋

- ①乗り入れ指導や授業交流、合同研修等の実施により、教職員の負担が増加することとなるので、これまでの校務の在り方を見直し効率化させる視点を持つことも重要である。その際、ICTを積極的に活用することや、・・・考えていく必要がある。

(3) 現状

H24. 3. 1 時点

	有徳小	値賀小	有浦中	値賀中	合計
電子黒板(TV型)	4台	4台	5台	3台	16台
校務用PC	30台	24台	12台	14台	80台
教育用PC(CP室)	40台	57台	36台	38台	171台
実物投影机	8台	1台	2台	2台	13台
プロジェクタ	1台	1台	3台	2台	7台

(4) 韓国の事例「スマート教育推進戦略」の「未来の学校」

- ①ユビキタスペースのスマートスクール：さまざまな技術を統合運用する環境で、いつでもどこでも自由な学習や学校の行政サービスを受けることができるスマート体制を完備
- ②安全な学校：開放された学校体制に高度な技術基盤の安全装置を設け、コミュニケーションとセキュリティの両方の要素を満たす
- ③楽しい学校：創造的かつ協力的な学習文化で、学生主導的に新たな創作物を作り出す体験に基づく学校
- ④グローバル・地域社会と連携した学校：専門施設を地域社会と共同で活用し、保護者と地域住民が自然に教育課程に参加できる学校
- ⑤エコロジー志向の学校：LED、太陽電池、省電力空調、自然採光、再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい学習環境を提供

(5) ICT の活用範囲 (案)

- ①携帯端末は全児童生徒に持たせる。
- ②日常の学習に利用する。教科書やノートの代用品とする。
- ③学期テスト等を携帯端末で行う。
- ④宿題を携帯端末で行い、データで提出する。
- ⑤学校だよりなどは携帯端末で配布する。
- ⑥電子図書を携帯端末で閲覧する。

(意見) 先進国では導入している。導入したらアピールにもなる。自宅に持ちかえって、家庭学習にも使えれば。是非導入してもらいたい。

(質問) これを導入したら、文字を書かないのか。

(回答) 文字認識をさせる・書かせることができる。住み分けが必要。

(意見) 完全にノートが、それにとってかわってなくなってしまうことは考えにくい。道具の一つとして導入をしなければならない。しばらくは、鉛筆等で書かせるのと同時並行で行く方がいい。子ども達の危機対応は早い。

(意見) 県の方では、来年から(高校一年から)タブレットの導入を計画している。文科省が2020年にデジタル教科書等に切り替えていく方向性もある。高校の方も、いろいろ課題は感じながらも変わっていく必要がある。

(6)第12回提案協議

前回の協議内容を含め、ICT機器を活用した授業の展開、ならびに学校運営への活用は必要不可欠。

活用方法については、以下の内容を基本とし、詳細は別途検討を進める。

項目	内容
ICT機器の活用目的	①「生きる力」をはぐくむための一手段 ②情報化社会の中で有意な情報を活用し、思考し判断する能力の育成 ③授業でのICT活用による、よりわかりやすい授業の展開 ④学校・家庭・地域との情報共有化と積極的な情報公開
対象者	全児童生徒・教職員
配布物	携帯タブレット
携帯タブレットの使用用途	①教科指導 ②単元テスト等 ③宿題 ④学校だより等の学校からの連絡事項 ⑤出欠等の連絡 ⑥電子図書
ICT機器の充実	携帯タブレットの活用を広げるため、ICT機器の充実を図る。 ①黒板は、壁面一体型の素材を活用し、電子黒板にも対応する。 ②校内は完全無線LAN化し、どこでも繋がる環境を形成する。 ③携帯タブレットとの情報のやり取り等を行うソフトの導入。

8. 保育園・高校との連携

(1) 保－小中－高連携の必要性

①児童生徒の発達の段階に応じた適切な教育を実践するため、就学前教育や校種間の接続が必要。

就学前や小や中がどのような教育を行っているのか、どんな指導がされているのか、どんなことができるのかなどを認識する必要がある、同じ指導を何度も行わない。

②保－小、中－高の子どもたちの交流が、次のステップへの目標となり、刺激となる。子どもたち自身の自尊心向上が期待できる。

(2) 現状

① 保育園との連携

立腰、漢字活動、鉛筆の持ち方、箸の持ち方、英語活動、保育園から小学校への訪問、小学校運動会への参加など保育園と小学校で連携して取り組んでいる。

また、特別支援の面でも保護者との面談ができており、早目の対応が行える。

しかし、保護者に関連した接続は少ない。

② 高校との連携

唐津青翔高校との連携では、小学校での書道指導や理科活動等への活動支援、通学ボランティアへの参加、町行事（体育祭、駅伝大会、ロードレース大会等）におけるボランティア活動、イベント（ららら音楽祭、イベントポスター等のデザイン作成）への参加を行っていただいている。

また、青翔高校の先生方と教育委員会・小中学校との意見交換会や生活歩道協議会への参加をお願いし、情報交換を実施している。

(3) 他校の事例

① 太良町立中学校と県立太良高校の連携について

(i) 連携型高等学校

- ・佐賀県立太良高等学校と太良町立多良中学校、大浦中学校は、県の規則により連携型学校として定めてある。

(ii) 設置概要

- ・設置場所の地域性により、高校の生徒が主に連携中学校の卒業生である。
- ・中学校と高校で連携した教育を実施。接続に配慮した教育を実施。

(iii) 実施内容

- ・高校の先生が中学校へ、中学校の先生が高校へ出向き授業を実施。
- ・先生方の授業参観等による交流や進学生徒の情報交換を実施。
- ・部活動の合同実施（柔道部）

(iv) 現状

- ・太良高校の方向性が変わった（不登校や発達障害を持つ生徒の教育支援に注力）。
- ・連携校としての取組みは減少（出前授業、部活動交流は一部継続）。

②宮城県登米市佐沼中学校と宮城県立佐沼高等学校との連携

(i)設置概要

- ・生徒指導面の接続を図るため、学校区内にある高校と連携活動を始めた。
- ・相互の授業内容や指導内容、生徒の学習状況など実態把握を行い、高校への接続が円滑に進むよう注力。
- ・登米市では進学校(7割が大学進学)に位置づけられる。毎年70名(4割)前後が当該高校へ進学。

(ii)実施内容

- ・相互の授業参観を行い、相互の授業内容や指導内容を把握する。
- ・授業参観や情報交換等を行い、学校で留意してほしい点などを意見交換。子どもたちがどの場面をつまづくのかを理解する取組み。
- ・高校から出前授業を行う。
- ・今年度も、高校の授業公開日に中学校から訪問、また教育委員会の学校訪問時に高校から授業参観にみえる。
- ・部活動では、陸上部が合同練習等を実施。

(4)今後の取組み(案)

①保育園との連携

- (i)これまで同様、小学校から保育園に出向き、保小連携活動を継続する。
- (ii)保育園を教育委員会内部局として、同じ教育方針のもと、つながりのある取組み・指導を実施する。

※保育園を管轄する部局の状況

	保育園の管理部門	特記事項
佐賀市	教育委員会こども教育部 こども課	幼保小接続期のプログラムを策定。幼保小接続期の教育方法や指導について示している。
唐津市	保健福祉部福祉課	
鳥栖市	健康福祉部こども育成課	幼稚園も同一課で管理
多久市	福祉課	幼保小連携のプログラム「たくっ子シート」や「はぐくみステップ」を策定し、情報交換・連携を行う。
伊万里市	市民部福祉課	家読連絡協議会で家読を進める。
武雄市	こども部未来課	幼稚園も同一課で管理
鹿島市	福祉事務所	
小城市	教育委員会こども課	幼児教育審議会を開催し、幼保一体化、施設の適正配置等について検討。
嬉野市	健康福祉課	
神埼市	福祉課	
吉野ヶ里町	住民課	
基山町	こども課	幼稚園も同一課で管理

上峰町	住民課	幼稚園も同一課で管理
みやき町	民生部福祉課	幼稚園も同一課で管理
有田町	住民環境課	
大町町	保健福祉課	
江北町	教育委員会子ども応援課	幼児教育センターに保育園・幼稚園を設置。教育の目標を掲げ指導にあたる。
白石町	保健福祉課	
太良町	町民福祉課	生活習慣 100 点運動を幼小中で実施。

② 県立高校との連携

- (i) これまで同様、小学校での活動支援や町行事への参加を促し、県立高校と町とのつながりを継続する。
 - (ii) 中学校との連携を強化し、高校生徒による学習や部活動指導等を実施する（キャリア教育）。
 - (iii) 中学生の進路意識向上や目標の形成、自尊心形成、相互の授業内容把握、教職員間の情報交換等を目的に、県立唐津青翔高校と中学校の連携校を目指す。
- (意見) 太良高校は、高校の先生が中学校へ教えに行ったりしてたが、指導した子たちが、他校へ進学してしまうことが多くなった。連携型を考えてあるのであれば、中高だけの連携ではなくて、地域ぐるみで育てていく環境を作りたい。また、地域活動への参加は継続していく。

(5) 第 1 2 回提案協議

前回示した、今後の取組み内容の補足として以下に示す。

	保育園との連携
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育園での情報が学校へうまく流れておらず、課題が出てきたときに対処している。 ② 保育園でできているところ、小学校が求める内容をお互いが共有する必要がある。
課題解決の方法案	<ul style="list-style-type: none"> ① 保小連携活動を教員が行う。小学校から保育園に出向き、指導内容並びに子どもの状況を把握する。 ② 保育園での指導内容と学校側の求める内容を明文化し、取組み内容を相互が理解する。 ③ 保育園に幼稚園の要素を取り入れる幼保一元化や保育園を教育委員会部局とすることが可能か、関係部署と検討を行う。

9. 保護者との連携

(1) 家庭教育の必要性（文部科学省「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」報告書）

家庭教育とは、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のこと。

家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っている。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われる。

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われる。また家庭教育には親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合があり、後者の作用が持つ影響が大きい。

(2) 現状

	家庭教育力向上取り組み内容
有徳小学校	親子読書啓発運動（本の読み書きかせ活動）
値賀小学校	親子ふれあい活動（読み聞かせ、コンサート、ふれあい給食）
有浦中学校	親子読書活動（夏休み親子読書スタンプラリー、親子映写会）
値賀中学校	親子ふれあい活動（餅つき、文化祭）

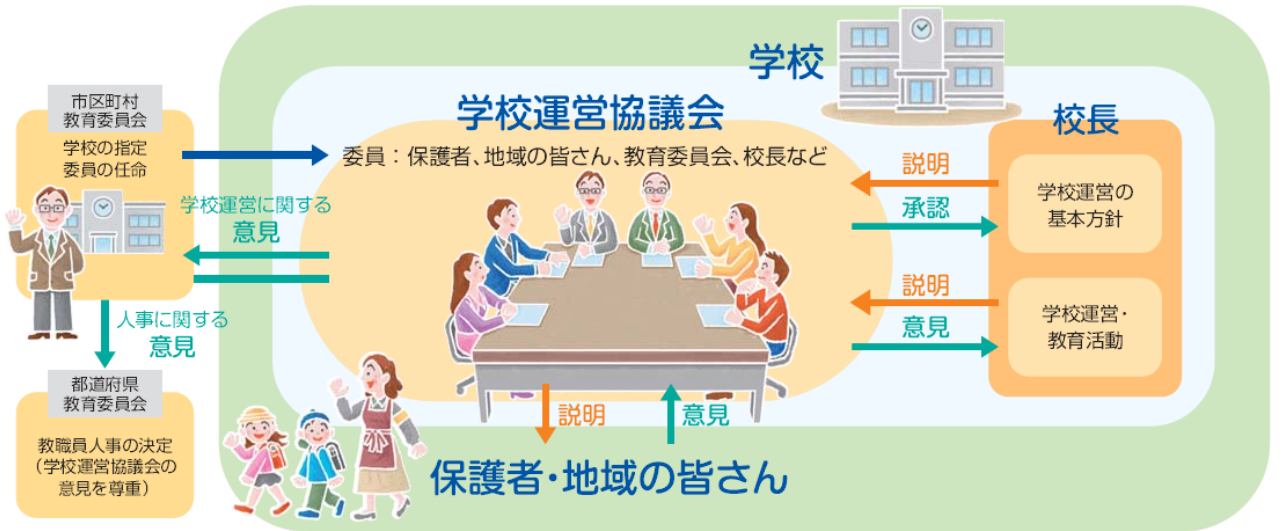
(3) 第12回提案協議

今後の学校運営においても保護者や地域の方の協力は必要不可欠な要素である。また、玄海町内に一つの学校となるため、より一層学校運営への参加が必要と考える。

このような状況で、小中一貫校と保護者、地域との連携のあり方について以下の案を提示する。

項目	コミュニティースクールによる学校運営
目的	①学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちをはぐくんでいく。 ②子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域との連携を強め、地域づくりの担い手を育てることにつなげる。
組織と役割	学校運営協議会（校長、保護者、地域の方、教委など）を設置し、 ①校長の学校運営基本方針を承認する。 ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる。 ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる。
効果	①学校と地域がみんなでよく考え、話し合う。 ②同じ目標に向かって、（学校、地域、保護者が）一緒に活動を行う。 ③校長を中心に学校の組織としての力を引き出す。 ④特色ある教育環境を形成する（地域学など）。

コミュニティ・スクールのイメージ



10. 地域との連携

(1) 地域連携の必要性

子どもを取り巻く環境は、大きく変化し、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきている。それに伴い、学校・家庭・地域など社会全体の教育力が低下しているといわれている。それは、子どもたちの学力低下、体力の低下傾向、未熟な生活習慣、ルールやマナー遵守の意識低下、人間関係がうまく築けないなど、子どもの成長に影響している。

これらの課題を解決するには、学校だけに任せたり、家庭の責任にしたりするのではなく、家庭や地域及び学校、さらには行政や関係機関が連携・協力し、それぞれが役割を明確にして責任をもって、子どもを育成していくことが必要。

地域が学校の教育環境と関わることで、

- ①多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力向上に繋がる。
- ②地域住民の協力を得ることで、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる。
- ③地域住民が、自らの経験や知識を、子どもたちの教育に生かす。
- ④生涯学習の成果を生かす場が広がり、自己実現や生きがいがいづくりにもつながる。
- ⑤地域のきずなづくりにつながり、地域の教育力向上につながる。
- ⑥地域の活性化や学校を核とした地域づくりにもつながる。

(2) 現状

教育支援センターによる学校地域連携ボランティアの育成と活動状況

ボランティア登録数 (H23・24)

学校支援ボランティア 4名、見守りボランティア 40名

主な活動例

①登下校時の児童生徒見守り

子どもたちが登下校する際、一緒に登校して安全確保を行ったり、危険性がある場所での安全確保を行っている。

②そば作りへの支援

学習の一環でそば作りを行う。畑お越しから、収穫、そばの完成まで協力して頂いた。

(3) 今後の地域連携 (案)

①学校における支援

登下校時の安全確保、技術・家庭科や生活科などの学習支援、課外活動支援等が行える環境づくりを行う。

②部活動への支援

専門的な技術を有する地域人材から部活動指導を受けえる環境づくりを行う。また、教職員の負担軽減につなげる。社会体育との連携も図る。

③地域住民の活躍の場を提供

地域の先生を育て、子どもたちが地域を知り、ふるさとに「愛着」を持つ環境づくりを行う。

(4)第12回提案協議

「保護者との連携」に提示した内容と同一とする。